



114
A 798
14

極秘

第一種

陸軍部第一〇號ノ一ニ

明治三十一年八月二十日馬尼刺殺

陸軍砲兵大尉時澤右一第廿三報告



当地新聞ハ電報ナリトテ左ノ記事ヲ掲載セリ

十月一日ヨリ巴理ニ於テ開カル可キ談判ノ条件中

ニ馬尼刺ノ占領ガ有効ナルヤ否マラ決定スル

一ヲ含有ス但シ二十日ヨリ休戦ノ布告アリタルニ

馬尼刺ノ占領ハ十三日ナレバナリ

ホルトリコハ償金ヲ拂ヒテ西班牙ノ版圖タルベシ

呂宋島ハ決シテ大問題トナラザルベシ露佛独墺ノ

四國ハ以東洋ニ於ケル重要ノ地ヲ米人ノ手ニ渡ス

ヲ好マズ而テ以四國ハ干渉ヲ爲ス下ニ致セリ云々

ニ 菲律賓總督ハモルト (Molto) 將軍ニ任命セラレタリト云フ



三 降服總督「ハウデ子ス」(Paudenes) 將軍が為せし叙任
 西班牙政府悉ク無効トナセリ
 四 当地米軍ノ傳ル所ニ據レバ「メリット」(Meritt) 飽ク
 迄モ呂宗ヲ米國ノ手裡ニ留允ル決心ヲ以テ出發セリト云フ
 五 及徒「アマプロシヨ」(Amprosch) ナル者ヲ馬尼刺州ノ知
 事ニ任命セントセシニ米人ノ拒メリ
 六 在港軍艦尤ノ如シ
 「ラトラ」
 「バスカル」
 「カイザリニアウグスター」
 「プリニセスウエルム」
 (終)

英艦 一隻
 佛艦 一隻
 独艦 二隻